

令和4年第9回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	令和4年9月27日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時 及び宣告	開会 令和4年9月27日 午前9時30分 議長 瀬川 博 閉会 令和4年9月27日 午前11時30分 議長 瀬川 博					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	温水 吾郎	出席	8	日野 茂	出席
	2	原田 竜太	出席	9	池田 政隆	出席
	3	村田 牧子	出席	10	西田 征司	出席
	4	大坪 省三	出席	11	佐々木 渉	出席
	5	張間 真之	出席	12	井上 秀幸	欠席
	6	林 花美	出席	13	瀬川 博	出席
	7	太田越 亘	欠席			
会議録署名委 員	温水 委員			原田 委員		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	加藤 暢也	係長	北嶋 佑太	書記	濱塚 公平
議事日程	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (議事参与制限) 議案第2号 農地法第5の規定による許可申請について (議事参与制限) 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 議案第4号 現況証明願いについて					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年第9回総会

議 長 本日、太田越委員、井上委員より欠席の連絡をいただいております。在任委員13名、出席委員11名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第9回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第13条の規定により1番温水委員、2番原田委員の両名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向ですが特にありません。

日程第3. 議案第1号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。なお本件は●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、農地法第3条の許可申請であります。幸町 ●●●●さんの農地を二区 ●●●●さんが賃貸借により借り受けるものであります。元々、この土地は三区 ●●●●さんで借りていた土地でしたが、その土地を●●●●さんと●●●●さんは交換耕作として交換していました。しかし、この度●●●●さんがこの土地の周辺地を購入するにあたって、●●●●さんにこの土地を返却し、●●●●さんが引き続き使うことになった流れであります。

なお3条の許可基準については、説明資料1ページをご覧ください。この表によりチェックを行いましたが、問題ありませんでしたので審議の参考にしてください。場所については8ページの図面をそれぞれご参照ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件は現地確認を必要としますので審議を保留いたします。

日程第 4. 議案第 2 号. 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は農地法第 5 条第 1 項の転用許可申請であります。

●●●●さんから牛舎周辺の農地を転用して農業用排水施設を新たに建設したいとの事から申請がありました。土地所有者である●●●●さんとの連名申請となっております。場所については議案 14 ページをご参照下さい。

以下転用の詳しい概要と審議内容について係長から説明いたします。

係長 説明いたします。まず事業の概要についてですが、●●●●さんの牛舎の裏の転用であり、そこに農業用排水施設ラグーンを設置する予定であります。ラグーンとは堆肥の積層により分解する施設であり、汚泥とスラリー(汚水)に分離する性質から、土壌への浸食等を防ぐためコンクリートの底と防水シート加工でため池を作るイメージです。規模拡大にあたり農業用排水施設の拡充が必要と判断したため新規に増設することとなっております。それでは説明資料 3 ページの審査表をご覧ください。

1 立地基準、(1) (2) 農地区分の判断ですが、農政課所管の農用地利用計画図にて農用地区域内農地であるとの判断であり、農政課と協議し除外申請の最中となっております。

また、除外後の状況としましては隣接団地のない 10ha 以下の狭小地として第 2 種農地と位置づけとしております。

(3) 代替地がないと判断した理由ですが、申請者が農業を営む牛舎の付近で効率的な立地。周辺についてはすでに建物や農業用施設が建っているため十分な面積を確保できず、また排水導線としても長すぎないように配置を図るとこの位置で代替性のないものと判断します。

説明資料 4 ページです。2 一般基準であります。(1) 事業実施の確実性についてであります。資力及び信用についてですが、事業費の全てを賄う事ができる預金残高を事務局で確認しているため問題なしと判断します。

権利を有する者の同意であります。現在●●●●さんが所有する農地で●●●●に使用貸借している土地になります。地権者との連名での申請になりますので問題ありません。

申請面積については、農業用排水施設とその周辺に施設の管理敷地を確保しております。このことから必要最低限の面積であり、適正と判断しております。

(2) 被害防除措置の妥当性ですが、事業実施に当たり各項目とも問題ないと判断しています。

(4) 農振計画の変更手続きですが、現在農政課と協議の上進行中であり、道の許可を得た際にこの転用の許可申請を有効とするという形になります。

3 添付書類については、(1) (2) ともに事務局で確認済みであり、一部は議案に添付しております。

説明資料 6 ページの 4 例外許可事由の該当状況及び 5 の総合判断をご覧ください。

本件については、農地法における例外的許可の事由には合致しないため、正規の転用の許可手続きを経て許可いたします。

転用可否の判断ですが、現在農業振興地域より除外の申請中であり、目的の達成のために他の土地の代替性がないことが明確である。また、農振計画の達成に支障を及ぼすことがない点については農政課から意見を徴しているのが明らかです。よって、転用申請を許可してよろしいと判断いたします。

最後に農業会議への意見聴取は行うことについては、事務の煩雑化を避けるため本議案をもって農業会議意見書及び、北海道知事による農業振興地域の除外に関する許可を受けて会長先決による許可書交付とさせていただきますを一括で審議お願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
本件は現地確認を必要としますので審議を保留いたします。

日程第 5. 議案第 3 号. 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、農地法第 3 条の許可申請であります。
旭町 ●●●●さんと●●●●さんで使用貸借している土地の贈与に関する案件になっております。
なお 3 条の許可基準については、説明資料 2 ページをご覧ください。この表によりチェックを行いましたが、問題ありませんでしたので審議の参考にしてください。場所については議案 23 ページの図面をご参照下さい。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
本件は現地確認を必要としますので審議を保留いたします。

日程 6. 議案第 4 号. 現況証明願いについて議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)
朗読願います。(局長朗読)

局 長 本件は、現況証明願いの申請であります。旭町 ●●●●さんの 2 筆について地目を現況に合わせて変更したいとの事です。2 筆のうち宅地の方は作業小屋等が立ち並んでおり、山林の方は写真とは異なりますが伐採され伐根していないため農地への再生は不能と見えます。場所については 23 ページの図面をご参照ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件は、現地確認を必要としますので審議を保留いたします。
ここで現地確認のため休憩いたします。

～現地確認・休憩～

議 長 休憩を解き会議に戻します。審議保留にしていた議案第1～4を順に審議いたします。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。なお本件は●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

この件について意見を求めます。2番原田委員。

原田委員 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてですが、許可してよろしいと思います。

議 長 ただいま、許可してよろしいとの意見がありました。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

議 長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について審議いたします。

この件について意見を求めます。3番村田委員。

村田委員 現地を確認しましたが、問題ないので許可してよろしいと思います。

議 長 ただいま、許可してよろしいとの意見がありました。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

議 長 続いて議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

について審議します。

この件について意見を求めます。4番大坪委員。

大坪委員 ただいま現地を確認しましたが、許可してよろしいと思えます。

議長 ただいま、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

議長 最後に議案第4号 現況証明願いについて審議します。

この件について意見を求めます。5番張間委員。

張間委員 現地を見ましたが許可してよろしいと思えます。

議長 ただいま、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第9回農業委員会総会を終了いたします。